

**W T O 電子商取引共同声明イニシアティブ：  
オーストラリア、日本及びシンガポールの閣僚による声明（2022年6月）**

電子商取引は現代の世界経済にとり極めて重要であり、新型コロナウイルスのパンデミックからの世界的な回復をけん引している。世界的な電子商取引に関するルールの進展は、デジタル経済の成長を促し、W T O 加盟国全体において、ビジネス、特に中小零細企業及び消費者のデジタル貿易への参画を高めることにつながる。電子商取引共同声明イニシアティブ（J S I）の共同議長国は、これまでの交渉により達成された良い成果を歓迎し、可及的速やかに世界的なデジタル貿易ルールに合意し、これらのルールが途上国及び後発開発途上国によるデジタル経済への参画の機会につながることを確保することに引き続きコミットしている。

2019年の交渉開始以来、包摂性は電子商取引共同声明イニシアティブの中核的な原則であり、本交渉の開かれた、包摂的かつ透明性のある作業形態に反映されている。共同議長国は、デジタル経済が貿易コストの削減、生産性の向上、輸出市場への参入能力の向上など、全ての国に便益をもたらす一方で、後発開発途上国及び途上国がこれらの目的を達成する上で障壁に直面していることを認識している。これらの障壁をより理解し、途上国及び後発開発途上国の経済が電子商取引の便益を享受できるよう支援するため、共同議長国は、「電子商取引キャパシティビルディング枠組み」を立ち上げた。本枠組みは、電子商取引共同声明イニシアティブに参加、あるいはデジタル貿易の機会を活用している途上国及び後発開発途上国に対する、幅広い技術的支援及びキャパシティビルディングの取組みを結集するものである。

本イニシアティブの参加国は、ビジネスのための確実性と予見可能性を促進するため、第12回W T O 閣僚会議における多国間での電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの継続を強く支持する。今般、アジア、アフリカ、欧州、ラテンアメリカ、北米、カリブ海諸国の途上国を含む世界中の105の貿易関連団体が、貿易と投資分野における重大な混乱を避けるため、本モラトリアムの延長が絶対に必要であると強調した。共同議長国は、本イニシアティブの参加国の間で電子的送信に対して関税を賦課しないという慣行を恒久化することが極めて重要であると考える。

非常に困難な地政学的環境は、本交渉に影響を与えると同時に、国際的なルール作りの重要性を強調するものとなっている。共同議長国は、本交渉の時宜を得た妥結というコミットメントを再確認し、2022年末までに統合交渉テキストを改訂する予定である。その目標に向けて、我々は、参加国の関与を強化するために作業形態を見直し、また、データ・フロー及びデータ・ローライゼーションという重要な事項を含め、交渉の速やかな進展を追求す

る予定である。

我々は、電子商取引共同声明イニシアティブにおいて、可及的速やかに高水準かつ商業的に意義のある成果を達成するため、参加国の建設的な関与とコミットメントを期待する。